

審 査 基 準

令和7年6月28日

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第9条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め : 法第5条第1項 (許可の申請)、第9条第3項第1号 (許可証の記載事項の変更の届出)、第9条第4項 (許可証の書換え) 規則第1条 (書換え申請書の提出)、第22条において準用する第17条 (許可証の書換えの手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :